

学校法人茶屋四郎次郎記念学園 役員及び評議員の報酬並びに退職金に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人茶屋四郎次郎記念学園（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬並びに退職金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部役員とは、本法人及び本法人が設置する学校（東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部。以下「大学」という。）に勤務する教職員以外より選任された理事及び監事をいう。
- (2) 内部役員とは、本法人並びに大学及び東京福祉大学グループの専門学校に勤務する教職員より選任された理事をいう。
- (3) 外部評議員とは、本法人及び大学に勤務する教職員以外より選任された評議員をいう。
- (4) 内部評議員とは、本法人並びに大学及び東京福祉大学グループの専門学校に勤務する教職員より選任された評議員をいう。

(報酬)

第3条 役員及び評議員の報酬は次のとおりとする。ただし、内部役員及び内部評議員は無報酬とする。

- (1) 理事 月額10万円
 - (2) 監事 月額10万円
 - (3) 評議員 月額1万円
- 2 外部役員が理事長に就任した場合の報酬は、月額50万円を基準とし、出勤日数を勘案して理事会で決定する。

(旅費)

第4条 役員及び評議員が理事会・評議員会等に出席する場合、実費相当額の旅費を支給する。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、毎月25日に支給する。

- 2 前項に規定する日が、国民の祝日に関する法律に定める休日、日曜日及び土曜日にあたる場合は、その日の前においてその日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日を支給日とする。

(支払方法)

第6条 報酬は、本人名義の預金口座へ振込みの方法により、その全額を支払うものとする。

- 2 旅費は、現金にて支払うものとする。

(退職金)

第7条 役員及び評議員への退職金は、支給しない。

(改廃)

第8条 この規定の変更の決定は、理事会の決議によらなければならない。

2 理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

(附則)

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

(附則)

1 この規則は、令和6年7月26日から施行し、令和6年5月1日から適用する。

2 第3条第2項の規定は、この規程の施行当時既に外部役員であって理事長に就任している者については、「外部役員であって理事長に就任している者」と読み替える。